

沖縄県過疎地域持続的発展計画

(後期 令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 基本方向.....	1
第1節 基本的な事項.....	1
1. 計画策定の意義.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の目標.....	2
5. 計画の達成状況の評価に関する事項.....	3
第2節 施策展開の基本方針.....	6
第2章 施策の展開.....	7
第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備.....	7
1. 生活環境の整備.....	7
2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進.....	10
3. 教育の振興.....	12
4. 保健医療の確保.....	13
5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進.....	14
6. 地域文化の振興等.....	15
7. 集落の整備.....	16
第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化.....	18
1. 産業の振興.....	18
第3節 施策展開を支える取組の推進.....	21
1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成.....	21
2. 地域における情報化.....	23
第4節 過疎市町村等に対する援助.....	24
【参考】 主な取組の対象市町村一覧表.....	38

第1章 基本方向

第1節 基本的な事項

1. 計画策定の意義

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)(以下「過疎対策法」という。)に基づき公示された過疎市町村は2市3町12村の17団体、また、同法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村は1町1村の2団体で、これらの計19団体は県下41市町村の46.3%を占め、人口104,282人(令和2年国勢調査)、面積1,208.65km²(令和2年国土地理院)で、県人口の7.1%、県土の53.0%を占めている。(以下、過疎市町村に特定市町村及び特別特定市町村を加えた市町村又は地域を「過疎市町村等」又は「過疎地域等」という。)

本県の過疎地域等の多くは小規模な離島及び本島北部の山間地であることから、地理的・自然的条件からくる不利性の壁は厚く、地域の持続的な発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、なお、多くの格差が存在している。加えて、以前のような人口の激減状況は緩和されたものの、地域の担い手となる若者の慢性的な流出や高齢化の進行等により、産業活動や社会活動の停滞が懸念されている。

一方、本県の過疎地域等は、広大な海域に点在し、多様な特色を有する離島地域と、世界的に貴重な野生生物の宝庫と言われている「やんばる」地域にある。これらの地域は、亜熱帯性の気候風土の下で、食料の供給、水源の涵養、自然環境の保全、いやしの場の提供といった多面的・公益的機能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしているほか、離島地域にある過疎市町村等については、排他的経済水域や海洋資源等を有しており、国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域等の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

その他、近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まっている。今後、過疎地域等の持続的発展を進めるに当たっては、地域毎に異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を積極的に評価し、これらを同地域が持つ「ソフトパワー」として具現化していく取組が重要である。

このような背景や課題を踏まえながら、沖縄県過疎地域持続的発展方針に基づき本計画を策定し、県の取組等を明らかにする。

2. 計画の性格

本計画は、過疎対策法第9条の規定に基づく過疎地域持続的発展都道府県計画であるほか、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の過疎対策に係る個別計画としての性格も有する。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。
 なお、必要に応じて計画期間内においても、計画の見直しを行うものとする。

4. 計画の目標

本計画における施策展開を過疎市町村等と連携しながら推進することにより、沖縄県過疎地域持続的発展方針で定めた過疎対策の理念である『過疎地域等における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上(過疎地域等の持続的発展)』の実現を目指す。

本計画においては、本県の過疎地域等が目指すべき姿を指向しつつ、「生活基盤の充実と条件不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化」を推進するとともに、施策展開を下支えする、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの活用等を展開することで、過疎地域等がそれぞれの個性と潜在力を発揮する、活力と希望にあふれる地域社会を実現することを目標とする。

本計画の目標実現のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、令和7年における本県の過疎地域等の人口を展望すると、9.5万人以上を維持することが見込まれる。

【参考】

	基準値 (R2)	計画の展望値(R12)	将来推計人口 (R12)
過疎地域等の人口	9.9万人	9.5万人	9.3万人

注1：基準値 (R2) は、令和2年国勢調査における人口

注2：計画の展望値 (R7) は、令和4年1月に沖縄県と沖縄県振興審議会が取りまとめた次期沖縄振興計画(案)の第7章「1 社会分野における展望値」の令和13年の本県総人口の展望値148.6万人から算出した令和12年時点における人口

注3：将来推計人口 (R12) は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」における人口

注4：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎地域等の人口」は一部過疎地域(南城市旧知念村区域)を含まない数値を記載

基本施策の成果指標(KPI)

基本施策	成果指標	基準値	目標 (令和12年度)
生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備	過疎地域の人口社会増	129人 (R6.10月～R7.9月)	増加 (R6.10月～R12.9月の累計)
地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済	過疎市町村内総生産額	335,053百万 (R4)	345,926百万
施策の展開を支える取組の推進	過疎地域の生産年齢人口の割合	55.4% (R7.1.1)	53.9%

5. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画で定める施策等の検証にあたっては、庁内で組織する沖縄県離島過疎地域振興対策会議において、PDCAサイクルによる成果指標を用いた施策の効果の検証や各施策に係る取組の進捗状況の確認等の検証作業を毎年度行い改善等を行う。

6. 施策体系

施策体系図





第2節 施策展開の基本方針

今後の本県の過疎対策の施策展開においては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「次代を拓く持続可能な島づくり計画」、「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」及び「沖縄県SDGs実施指針」等を踏まえ、『環境との調和に十分に配慮しつつ、「生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化」』を基本方針とする。また、基本方針を下支えし、過疎地域等の持続的発展を進めるため、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの活用など、施策展開を支える取組を推進する。これらの基本方針等に基づき、施策展開に当たっては、沖縄らしいSDGsに沿って取り組み、生態系を破壊せず環境容量の範囲で推進するなど、社会・経済・環境が調和する持続可能な海洋島しょ圏の形成を念頭に置きながら、「生活環境の整備」、「交通施設の整備、交通手段の確保の促進」、「教育の振興」、「保健医療の確保」、「子ども・子育て支援の充実と高齢者・障害者等の福祉の向上及び増進」、「地域文化の振興等」、「集落の整備」及び「産業の振興」並びに「移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成」、「地域における情報化」の諸施策をハードとソフトの両面から推進する。

また、過疎市町村等は、行政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、県においては、過疎市町村等の相互連携に必要な連絡調整や人的、技術的な補完に必要な支援等に取り組む。

図1 施策展開の基本方針

